

3. 合理的配慮ってなに？

障害のある人が、役所や民間の事業者の利用などにあって、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、役所や民間の事業者の負担になりすぎない範囲で、その人の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。

◎「合理的配慮」をしないことも差別にあたります！

その人の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮をしないために不利益を与えることも差別にあたり、行政機関においては禁止されます。

※ポイント：行政機関と民間事業者では取り扱いが違います。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	法的義務 ※ 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務
民間事業者		努力義務

民間事業者には個人事業主やNPO法人（非営利活動法人）も含まれます。

※ 合理的配慮をするために、負担が大きい場合は、十分に理由を説明することや、お互いに話し合いをすることが必要です。

※ 合理的配慮は、障害のない人と同等の機会の提供を受けるために行われるもので、事業者の本来の事業内容等について変更を求めるものではありません。

